国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地土木技術情報センター利用規程を次のように定める。

平成 1 8 年 4 月 1 日 独土研寒企第 2 6 0 号 改正 平成 2 6 年 1 0 月 1 日 独土研寒企第 7 4 号 改正 平成 2 7 年 3 月 2 7 日 独土研寒企第 1 3 5 号 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所長

寒地土木技術情報センター利用規程

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所(以下「研究所」という。) 寒地土木技術情報センター(以下「情報センター」という。)の利用に関する事項を定めることにより、研究所が所蔵する図書資料の効率的活用を図ることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第2条 情報センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

開館時間 午前8時30分~午後5時00分(午後0時00分~午後1時00分を除く) 休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日、年末年始(12月28日から1月3日)、その他蔵書点検等別に定める日

(利用者)

第3条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、研究所の職員のほか、職員の利用に支障のない範囲内であれば、職員以外の利用も可能とする。

(利用者の遵守事項)

- 第4条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 図書資料、施設を汚損・破損し、又は亡失しないこと。
 - (2) 図書資料を転貸しないこと。
 - (3) 許可を得ずに資料を旅行先等へ携行しないこと。
 - (4) 許可なく立ち入り禁止区域へ立ち入らないこと。
 - (5) 書庫、閲覧室において携帯電話等による通話及び飲食しないこと。
 - (6) 転任、退任等の場合は、貸出図書を速やかに返却すること。

(受付)

第5条 利用者(研究所職員を除く)は、外来受付を情報センター事務室受付で行ってから情報 センターを利用するものとする。

(閲覧)

- 第6条 利用者は、開架書庫及び閲覧室において自由に検索し、閲覧することができる。
- 2 職員は、一般に立ち入ることが禁止されている指定区域内及び研究チーム等に保管している 資料の利用を希望する場合は、係員に申し入れることができる。
- 3 利用者は、閲覧後、閲覧した資料を返却棚等所定の場所に返納しなければならない。

(貸出)

- 第7条 利用者は、次の貸出禁止資料を除く図書資料については1人5冊まで貸出を受けることができる。
 - (1) 二次資料(抄録誌、索引誌等)及び参考資料(辞典、辞書、便覧、図鑑等)
 - (2) A V 資料
 - (3) 複写資料
 - (4) 最新号雑誌
 - (5) その他「禁帯出」の表示のある資料
- 2 利用者は、貸出を受けようとする場合は図書利用申込書により、所定の手続きを経なければならない。
- 3 貸出期間は1週間以内とする。貸出は最大2ヶ月まで、1週間毎に延長更新することができる。

(返却)

- 第8条 利用者は、貸出を受けた資料を貸出期間の満了の日までに返却しなければならない。
- 2 利用者は、貸出期間内であっても、寒地土木研究所長(以下「所長」という。)が返却を命じたときは、速やかに返却しなければならない。

(研究用図書資料の利用)

第9条 研究所の職員が研究用に図書資料の閲覧、貸出等の利用を受ける場合は、第6条、第7 条の規程を準用する。

(情報の検索)

第10条 利用者は、図書・論文検索システムを利用して図書情報を検索することができる。

(利用の制限又は禁止)

第11条 所長は、この規程に違反した者あるいは違反する恐れのある利用者に対しては、情報 センターからの退去、利用の制限、又は禁止することができる。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、図書館資料又は施設を汚損し、破損し、又は亡失したときは、速やかに事務室を通じて所長に届け出るとともに、所長の指示に従い、相当の現品又は代価をもって、 賠償しなければならない。

(寄贈・寄託)

- 第13条 情報センターは、図書資料の寄贈・寄託を受けることができる。
- 2 寄贈・寄託を希望する者は、事務室に申し出る。寄贈・寄託に要する費用は寄贈者が負担する。

(所長への委任)

第14条 この規程に定めるものの外、情報センターの利用に関して必要な事項は所長が別に定める。

(雑則)

第15条 利用者の閲覧に供するため、この規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

独立行政法人北海道開発土木研究所寒地土木技術情報センター利用規程(平成13年4月1日独北研企第99号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。